

石巻市都市公園施設長寿命化計画

2026年3月

石巻市 建設部 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2026 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
177	213.14 ha	20.30 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2026 年度～ 2035 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
112	6	3	0	3	1	2	0	0	0	44	1	172

※全177公園のうち、3公園は施設の無い都市緑地
2公園は計画策定時点で整備中の公園

②選定理由

計画対象公園は「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
391	138	420	534	67	59	226
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
2,216	0	31	4,082			

②これまでの維持管理状況

対象公園は、市により維持管理を行っている。施設管理については、日常巡視や定期的な点検等を継続し、異常が確認された場合はその状態に応じて個別に対処している。なかでも遊戯施設は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき、主に目視・触診等により調査を毎年行い必要な対策を講じている。ハザードのレベル3が発見された場合や健全度Dの部位が確認された場合にはその対策を早急に講じることとしている。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の都市公園は設置から30年以上経過した公園が172公園中58公園と約34%を占めている。
 各公園において老朽化施設の撤去、再塗装なども行っているが、当初設置から現在まで継続して維持している施設も多くあり、遊戯施設、一般施設ともに約14%が20年以上経過した施設となっている。
 公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築、更新に係るコストの縮減や平準化を図るため、市が管理する都市公園172箇所を対象に、長寿命化計画を策定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2025年度～2026年度に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

① 点検調査実施期間：令和6年9月24日から令和6年12月1日まで

2. 遊具等

J P F A（社団法人日本公園施設業協会）の「遊具の安全に関する基準 J P F A - S : 2 0 1 4」の定期点検にもとづき劣化診断と規準診断を行った。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (1,527)	1,092	316	119	0	各種設備含む
c. 土木構造物 (20)	7	7	5	1	橋梁、擁壁等
d. 建築物 (92)	62	14	16	0	管理事務所、便所等
b. 遊具等 (534)	42	375	116	1	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
 (公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、「遊具」及び「災害時の指定避難所」「使用見込期間に対する経過年数の割合」が9割を超える施設は「指標考慮」を「高」その他の施設は「低」として設定した。

	(施設)		
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (1,527)	38	81	1,408
c. 土木構造物 (20)	3	3	14
d. 建築物 (92)	8	8	76
b. 遊具等 (534)	117	0	417

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、これまで同様に、継続して行っていく。
以下に施設ごとの方針を示す。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
- ・ 使用禁止等の措置がすでにとられており、今後更新の予定のないものは撤去を行い、管理施設数の整理を行う。
- ・ 四阿・パーゴラ類および建築物のうち、総合判定「C」となった施設については、定期的な見回りを重点的に行うなどして状態の把握に努め、異常個所が確認された場合は、早急に修繕等の対応をとるものとする。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、状態に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 健全度判定の結果総合判定「D」となった施設や「C」の一部については使用禁止とすることになるため、使用中止期間をできる限り短くするよう迅速に対策を講じる。
- ・ 今後更新する遊戯施設は、本計画の趣旨を踏まえ、より長い期間の利用につなげるため、消耗品の交換、定期的な塗装などの維持管理作業をより入念に行っていく。
- ・ 毎年予定の定期点検の結果は、計画期間内補修もしくは更新計画の改訂・見直しにも役立てる。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

a. 一般施設、c. 土木構造物

- ・ 健全度がB時点のうちに、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 事後保全型／予防保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検および定期点検により施設の劣化および損傷を把握する。点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・ 100 m²を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。
- ・ 日常的な巡回点検等において施設の不具合、劣化・破損等が見つかった時点で適切な補修を行い、施設の更新が必要とされた時点で施設の更新を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査による判定を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

3. 植栽の扱い

- ・ 各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・ おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	570,679 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	461,312 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	109,367 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	57,068 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は22,869千円である。
将来の少子高齢化の進行を踏まえ、街区公園を「高齢者向け」、「幼児・児童向け」などの利用特性に応じて分類し、それぞれの特色に合わせた遊具の更新や適正配置、施設の集約化を検討した。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2036 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する。